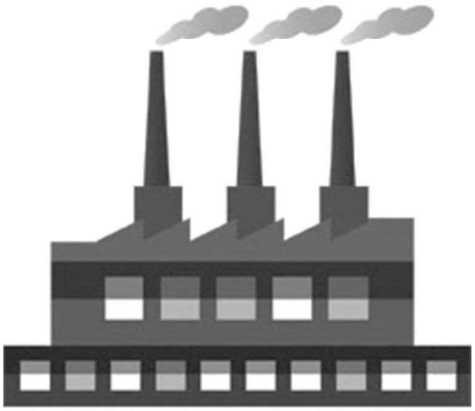
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例による

工場認可申請の手引



東京都北区環境部環境政策課
環境規制指導係

目次

●1　はじめに　P1

●2　規制基準について　P1

●3　工場とは　P2

●4　工場の設置(変更)認可申請の手続きの流れ　P4

●5　工場設置(変更)認可手数料　P4

●6　表示板の掲示について　P5

●7　申請に必要な書類等　P5

●8　工場認定後の手続きについて　P6

●9　工場設置認可申請書等の記載例　P7

●10 図面例　P29

●11 工場に係る規制基準　P32

●12 その他の資料　P36

1　はじめに

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「条例」という。）の別表第一(P2 参照)に掲げる工場を設置又は変更しようとするときは、あらかじめ、工場設置（変更）認可申請を行うことが義務づけられています。条例で定められている内容は以下のとおりです。

適用条項		事業者	北区
条　例 第 81 条 第 82 条 第 83 条		工場の設置・変更を計画	工場設置・変更の相談
	規　則 第 30 条 第 33 条	申請書の提出 申請手数料の納付	申請書の受理 （受理書を交付）
			審査 （書類審査、現地及び周辺調査）
	規　則 第 31 条		工場設置・変更の認可 （工場設置・変更申請書の受理日から 60 日以内に認可書を交付）
条　例 第 85 条	規　則 第 36 条	工事の着工 （表示板の掲示）	
条　例 第 84 条	規　則 第 34 条	工事の完成 （工事完成日から 15 日以内に工事完成届を提出）	工事完成届受理
			審査 （作業などが行える状態で現地及び周辺調査）
	規　則 第 35 条		工場設置・変更の認定 （工事完成届受理日から 10 日以内に認定書を交付）
		工場の操業開始	

2　規制基準について

条例では、工場を設置している者は、当該工場から規制基準（規制基準を定めていないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度）を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は、悪臭の発生をさせてはならない（第 68 条）と定められています。

規制基準の内容は P32～をご確認下さい。

３　工場とは

条例でいう工場とは、下記の別表第一に掲げるものをいいます。

別表第一　工場（第２条関係）

１	定格出力の合計が 2.2kW 以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において一年以上行うものに限る。）		
２	定格出力の合計が 0.75kW 以上 2.2kW 未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場	１	裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被服又は製袋
		２	印刷又は製本
		３	印刷用平板の研磨又は活字の鋳造
		４	金属の打抜き、型絞り又は切断（機械鋸を使用するものを除く。）
		５	金属やすり、針、釘、鋲又は鋼球の製造
		６	ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工
		７	金属箔又は金属粉の製造
		８	つき機、がら機、粉砕機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工
		９	木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削り若しくは細断
		１０	動物質骨材（貝がらを含む。）、木材（コルクを含む。）又は合成樹脂（エボナイト及びセルロイドを含む。）の研磨
		１１	ガラスの研磨又は砂吹き
		１２	レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において一年以上行うものに限る。）
		１３	魚肉または食肉練製品の製造又は加工
		１４	液体燃料用のバーナーの容量が一時間当たり 20ℓ以上又は火格子面積が 0.5m^2 以上の炉を使用する食品の製造又は加工
３	次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場	１	金属線材（管を含む。）の引抜き
		２	電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断
		３	厚さ 0.5mm 以上の金属材つち打ち加工又は電動若しくは空気動工具を使用する金属の研磨、切削若しくは鋲打ち
		４	ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理
		５	塗料、染料又は絵具の吹付け
		６	乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造
		７	溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
		８	ドライクリーニング
		９	テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
		１０	石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゅう又はタールの蒸りゅう若しくは精製
		１１	たん白質の加水分解
		１２	合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
		１３	石綿、岩綿、鉱さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶磁器、人造砥石又はるつぼの製造

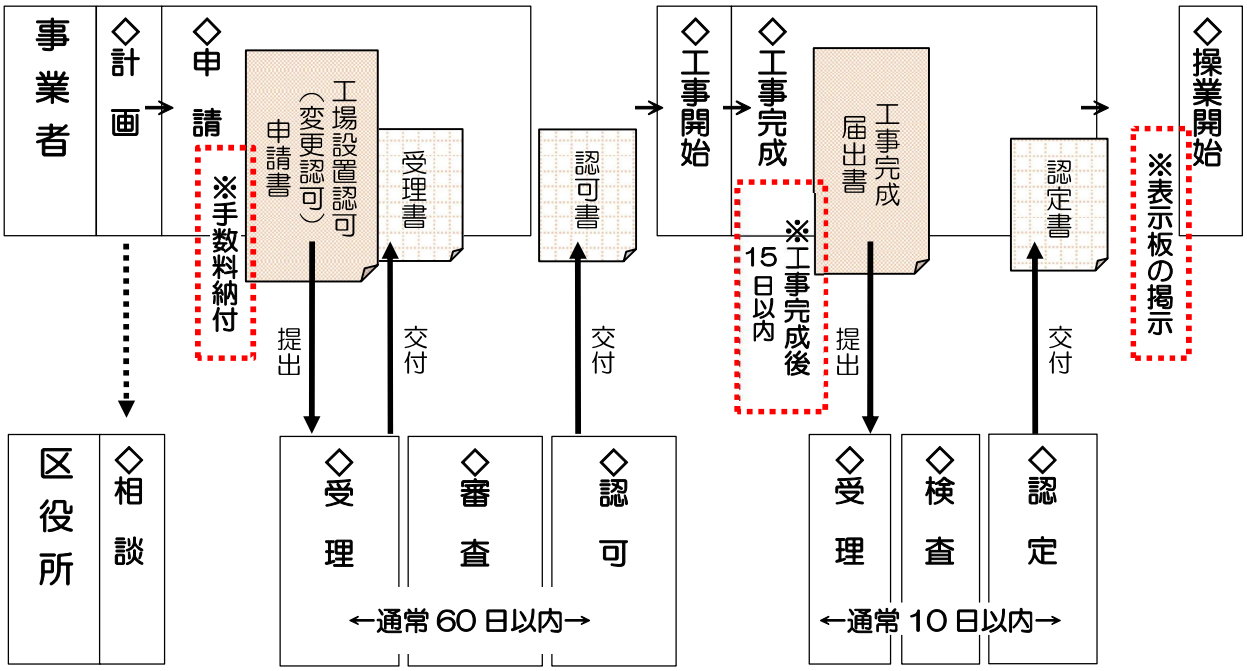
		１４	電気分解又は電池の製造
		１５	床面積の合計が 50m^2 以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音器、警報器その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整
		１６	ガス機関、石油機関その他これらに類する機関の試験又は調整
		１７	発電の作業
		１８	金属の溶融又は精錬(貴金属の精錬又は活字の鋳造を除く。)
		１９	金属の鍛造、圧延又は熱処理
		２０	溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
		２１	塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
		２２	印刷用インク又は絵具の製造
		２３	アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゅう産物又はその残りかすを原材料とする物品の製造
		２４	電気用カーボンの製造
		２５	墨、懐炉灰又はれん炭の製造
		２６	動物質臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造
		２７	油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
		２８	肥料の製造
		２９	ガラスの製造又は腐しょく若しくは加熱加工
		３０	ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
		３１	セメント、生石灰、消石灰又はカーバイトの製造
		３２	硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製
		３３	ヨウ素、いおう、塩化いおう、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ビスマス、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製
		３４	有機薬品の合成
		３５	火床面積が 0.5m^2 以上又は焼却能力が一時間当たり 50kg 以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却
		３６	油缶その他の空き缶の再生
		３７	金属の酸洗い、腐しょく、めっき又は被膜加工
		３８	鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
		３９	羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革の染色
		４０	紙又はパルプの製造
		４１	写真の現像
		４２	有害ガスを排出する物の製造又は加工
		４３	有害物質を排出する物の製造又は加工

有害ガス・有害物質：P36 参照

4　工場の設置（変更）認可申請の手続きの流れ

工場を設置しようとするとき、又は既に設置している工場の業種、作業の種類及び方法、建物及び施設の構造及び配置、公害防止の方法を変更するときは、あらかじめ認可を受けるよう条例で定められています。

北区は、申請書を受理した日から 60 日以内に申請内容を審査し、条例に適合していると判断すれば認可をします。その後、申請者は、工場の設置工事または変更工事の完成後 15 日以内に工事完成届出書を提出して下さい。工事完成届出書が提出されると、北区は立入検査を行います。立入検査の結果問題がなければ認定、操業開始となります。手続きの流れは以下のとおりです。



5　工場設置（変更）認可手数料

工場の設置（変更）認可の手続きには、工場の規模により下記の手数料がかかります。

規　模　等		金　額
設置認可	工場の作業場の床面積の合計が５００m^{2}以下のもの	８，７００円
	工場の作業場の床面積の合計が５００m^{2}を超え１，０００m^{2}以下のもの	１４，２００円
	工場の作業場の床面積の合計が１，０００m^{2}を超えるもの	２０，２００円
変　更　認　可		７，６００円

6　表示板の掲示について

認可を受けた工場は、条例に定められた様式による表示板を作成し、工場の入り口など公衆の見やすい位置に掲示をしてください。



※表示板はＢ４判（横 36.4 ㎝×縦 25.7 ㎝）以上の大きさで作成して下さい。
　材質は耐久性のあるもの（合成樹脂・金属・木材等）を使用して下さい。

7　申請に必要な書類等

◇1　工場設置（変更）認可申請書（規則第 30 条第７号様式その１、その２）及び別紙 1～7

※別紙 1～7 は業種によって必要な書類が異なります。

◇2　近隣の建物の用途、構造及び配置並びに道路の状況等がわかる図面

※図面には工場の敷地境界から 50m及び 100mの位置に色ペン等で線を引いて下さい。

※市販の住宅地図を使用する際は、著作権者の承諾を得た著作物の複製物を添付して下さい。

◇3　建物の配置図及び給排水系統図

※敷地内の建物の配置がわかる図面のほか、求積図等の敷地面積が正確にわかる図面の添付をお願い致します。

◇4　建物の構造図・平面図・立面図等

※工場内に設置された機械の配置がわかる平面図の添付をお願い致します。

◇5　その他（提出の指示があったもの）

※変更認可申請の場合には、要旨の添付をお願い致します。

申請書等の記載例・添付書類例についてはＰ7～を参考にしてください。

8　工場認定後の手続きについて

工場設置者は、次の各事項が発生した場合には、速やかに必要な手続きをして下さい。

届出事由	届出の種類	届出期限	根拠法令
① 既に設置してある工場であって、以下に掲げる事項を変更する時 1　業種ならびに作業の種類および方法の変更 2　建物および施設の構造および配置の変更 3　ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動または悪臭の防止の方法の変更	工場変更認可申請書	変更しようとする日の 60 日前まで	条　例 第 82 条
② 工場の以下に掲げる事項を変更した時 1　設置者の氏名及び住所 （法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） 2　工場の名称及び所在地	工場氏名等変更届出書	30 日以内	条　例 第 87 条
③ 工場を譲受け・借受け・相続・合併した時	工場承継届出書	30 日以内	条　例 第 88 条
④ 工場を廃止した時	工場廃止届出書	30 日以内	条　例 第 87 条
⑤ 有害物質の取り扱い事業場を廃止した時または工場の全部もしくは主要な部分を除却する時	土壌汚染状況調査報告書等	廃止日の 120 日後または土壌掘削の 30 日前のいずれか早い方※	条　例 第 116 条
⑥ 工場が事故を発生させた時	工事事故届出書	直ちに	条　例 第 98 条
⑦ 適正管理化学物質（P36 参照）を年間 100 ㎏以上取り扱った時	適正管理化学物質の使用量等報告書	年 1 回	条　例 第 110 条
⑧ 資料（P34 参照）に掲げる工場で、直近の認可を受けた日から 3 年が経過するごと	工場現況届出書	経過した日から 30 日以内	条　例 第 86 条
⑨ 地下水を汲み上げている時	地下水揚水量報告書	年 1 回	条　例 第 135 条
⑩ 資料（P35 参照）に掲げる工場で、公害防止管理者を選任（または解任）した時	東京都公害防止管理者選任（解任）届出書	選任（解任）後速やかに	条　例 第 105 条

※廃止年月日により手続きが異なるため、環境政策課にご確認下さい。

ただし、以下に掲げる変更で、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音もしくは振動の増加または水質もしくは悪臭の変化を伴わない場合には変更は必要ありません。（規則第 32 条）

1　原動機の出力の増加を伴わない作業の変更
2　同一作業場内における施設の配置の変更
3　ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動または悪臭の防止の方法の変更

手続きの必要性の有無等ご不明な点については、環境政策課へご相談下さい。

９　工場設置認可申請書等の記載例

その１　記載例

その１

①　設置
工　場　~~変更~~　認可申請書

②　○○年○月○　日

③　東　京　都　北　区　長　　殿

④　住所　東京都北区王子本町○－○－○
氏名　きた印刷 株式会社　代表取締役　北区 太郎
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
電話　０３（××××）○○○○

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例　⑤　第81条 第 1 項　~~第82条 第 1 項~~　の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

⑥	既認可番号等	認可番号・年月日	第　　号　　年　　月　　日		
		変更事由	1　業種　2　作業　3　建物　4　施設		
⑦	工場の名称	きた印刷株式会社　○×工場			
⑧	工場の所在地	北区王子本町○－○－○			
⑨	地域等	用途地域	水域		
		商業地域	荒川甲公共下水		
⑩	業種① 作業の種類②	①印刷・同関連産業	②0.75kW以上の動力を使用する印刷又は製本		
⑪	主要生産品目	チラシ			
⑫	資本金	５００万円	⑬ 作業時間	８時００分から １７時００分まで（８時間）	
⑭	自動車の出入口が接する道路の幅員	１０.０ｍ	⑮ １００メートル以内の学校・病院等の所在位置	有（○）無　△位置:別紙（＊＊）のとおり	
⑯	工事着工予定	２０××年○月○日	工事完成予定	２０××年○月○日	
⑰	従業員数	３０人	⑱ 常用雇用者数	４０人	
⑲	公害防止担当部課	担当部課　技術部公害対策課 責任者氏名　北区 花子			
⑳	連絡先	所属　総務部　総務課 氏名　北区　小太郎 電話番号　０３（××××）○○○○ （ﾌｧｸｼﾐﾘ番号　０３（××××）○○○○　電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　○○○@××.co.jp　）			
㉑	※受付欄		※手数料		

備考　1　※印の欄には記入しないこと。
2　「既認可番号等」の欄は、変更認可申請時のみ記入すること。
3　△印の欄には、申請書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
4　「用途地域」の欄には都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第７　４の部の付表の水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。
5　「業種①、作業の種類②」の欄の「①」には日本標準産業分類の中分類項目を記入すること。また、「②」には条例別表第１に掲げる工場の種類を記入すること。
6　「100メートル以内の学校・病院等」とは、工場の敷地の境界線から100メートル以内の学校及び病院並びに50メートル以内の保育所、診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園をいう。
7　「公害防止担当部課」の欄の「責任者氏名」には、公害防止管理者を置いている工場にあっては、公害防止管理者の氏名を記入すること。

その１　記載要領

①設置・変更　該当しないものに二重線を引く　**②年月日**　書類の記入日を記入
③あて先　「東京都北区長」と記入
④住所・氏名・電話番号
住所　法人：本社等の所在地
個人：申請者の住所
※住所には住居表示に関する法律による住居番号を記入する
氏名　法人：法人名（社名）、代表者の役職名、代表者氏名
個人：申請者の氏名
電話番号　法人：本社または主たる事務所の電話番号
個人：申請者の電話番号
⑤第 81 条第 1 項（設置の場合）・第 82 条第 1 項（変更の場合）　該当しないものに二重線を引く
⑥既認可番号等　※工場変更認可申請時のみ記入
認可番号・年月日：工場設置認可の際の認可番号及び認可年月日
変更事由：該当番号を〇で囲む
⑦工場の名称　工場名を記入
⑧工場の所在地　住居表示に関する法律による住居番号を記入
※新築等の理由により地番のみ判明する場合は、住居表示を取得した時点で環境政策課へ氏名等変更届を提出すること（工場所在地の変更となる）
⑨地域等
用途地域：都市計画法により定められた用途地域を記入　　水域：「荒川甲公共下水」と記入
⑩業種・作業の種類
業種：日本標準産業分類における中分類の項目を記入
作業の種類：条例別表第一(P2 参照)に定める工場の作業の種類を記入
〈例〉別表 1-1 に該当する場合の記載例：「2.2kW 以上の原動機を使用する作業」
別表 1-2 に該当する場合の記載例：「0.75kW 以上の動力を使用する印刷又は製本」
別表 1-3 に該当する場合の記載例：「金属の酸洗い、腐しょく、めっき又は被膜加工」
⑪主要生産品目　工場において最終的に生産される品目のうち主要なものを記入。加工のみで最終生産品目がない場合は主たる取り扱い品目を記入
⑫資本金　法人で申請される場合のみ記入　　**⑬作業時間**　通常の作業時間を記入
⑭自動車の出入口が接する道路の幅員　工場の自動車出入口と接している道路の幅員を記入
⑮100 メートル以内の学校・病院等の所在位置
学校・病院等の名称が確認できる図面を添付し、別紙番号を記入する。図面に工場敷地境界から 100 メートルの位置に色ペン等で線を引くこと。
⑯工事着工予定・工事完成予定　予定日を記入
⑰従業員数　当該事業所に従事する職員の総数。事務員及び社外工も含まれる（アルバイト・パートタイム社員等は除く）。
⑱常用雇用者数　全事業所における職員の総数。事務員及び社外工も含まれる（アルバイト・パートタイム社員等も含む）。
⑲公害防止担当部課
工場の公害防止に関する事務処理の権限を担当する部署及び責任者氏名を記入
※公害防止管理者の選任が必要な工場は責任者名に続き都 1 種、都 2 種の区別を記入
⑳連絡先
申請や各種届出において書類作成を担当し、北区とやりとりを行う者の所属・連絡先を記入
㉑　※受付欄・手数料　北区が使用する欄なので、記入は必要ありません。

その２　記載例

その２

①	敷地・建物の状況	敷　地　面　積	１変更後（設置）５００．５５　㎡	２　変更前　　㎡
		建 物 の 配 置 等	△別紙（＊＊）のとおり	
		建物の棟別用途・構造・面積等	△別紙（＊＊）のとおり	
		周　囲　の　状　況	△別紙（＊＊）のとおり	
②	施設の状況	機械・設備等の施設	△別紙（＊＊）のとおり	
		構造・配置・使用方法	△別紙（＊＊）のとおり	

③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
動力用電力の合計（ｋＷ）	その他の電力の合計（ｋＷ）	総燃料油使用量（ℓ／日）	総用水量（㎥／日）	取水方法	総排水量（㎥／日）
1　50.5	3.0	なし	10	上水道	10
2　―	―	―	―	―	―

⑨	工場で取り扱う有害ガス又は有害物質	ジクロロメタン
⑩	作　業　の　工　程	材料(紙)の搬入⇒印刷(印刷機)⇒断裁(断裁機)⇒梱包(梱包機)⇒出荷
⑪	屋外の作業	なし
⑫	公害防止措置の概要（一時的作業に伴う措置を含む。）	・作業時は開口部を閉め、騒音・悪臭防止に努める。 ・印刷機下に防振パッキンを敷き、振動防止に努める。 ・空気圧縮機は低騒音型を使用し、防音室に設置する。

備考　１　「建物の配置等」、「建物の棟別用途・構造・面積等」及び「機械・設備等の施設」の欄の別紙は、それぞれ、施行規則別記第７号様式の別紙１その１、その２及びその３を使用すること。

２　「周囲の状況」の欄の別紙は、近隣の建物の用途、構造及び配置並びに道路の状況等を明らかにした図面とすること。

３　「構造・配置・使用方法」の欄の別紙は、施行規則別記第７号様式の別紙２から別紙７までのうち該当する様式を使用すること。

４　「動力用電力の合計」から「総排水量」までの欄は、設置認可申請時には「１」欄のみ記入すること。

５　「動力用電力の合計」の欄には原動機の定格出力の合計を、「その他の電力の合計」の欄には電熱用電力、電解用電力等、直接当該工場の作業の用に供する電力で動力用電力以外のものの合計を記入すること。

６　「工場で取り扱う有害ガス又は有害物質」の欄には、条例別表第３　有害ガスに掲げる物質又は別表第４　有害物質に掲げる物質のうち工場で取り扱っているものを記入すること。

その２　記載要領

①敷地・建物の状況

敷地面積：敷地の総面積を記入。変更認可の場合は、変更前の敷地面積も記入。

建物の配置等：「別紙１その１」を使用。（Ｐ11 参照）
別添として図面を添付する場合には、記入する必要はありません。

建物の棟別用途・構造・面積等：「別紙１その２」を使用。（Ｐ12 参照）
添付する建物の配置図に、棟ごとにそれぞれ棟別番号を付け、「別紙１その２」に詳細を記入して下さい。

周囲の状況：隣地・近隣における建物の用途・構造・配置、道路の状況等を明らかにした図面を添付すること。

②施設の状況

機械・設備等の施設：「別紙１その３」を使用。（Ｐ13 参照）
添付する工場内の平面図に、機械ごとにそれぞれ施設番号を付け、「別紙１その３」に詳細を記入して下さい。

構造・配置・使用方法：該当する「別紙２から別紙７」を使用。（Ｐ14～Ｐ25 参照）

※下記の③から⑧の項目は、設置認可申請の場合は上段のみに記入
変更認可申請の場合は上段に変更前の数値、下段に変更後の数値を記入

③動力用電力の合計
④その他の電力の合計
｝「別紙１　その３」の下欄に記載する合計の電力を記入

⑤総燃料油使用量　工場で使用する燃料油（重油等）の１日あたりの使用量を記入

⑥総用水量　工場で使用される水の１日あたりの使用量を記入

⑦取水方法　上水道、工業用水道、地下水のうち、作業のために取水している種類を記入

⑧総排水量　工場から下水道などに排水される１日当たりの排水量を記入

⑨工場で取り扱う有害ガス又は有害物質

条例別表３の有害ガス及び条例別表４の有害物質（Ｐ33 参照）のうち、使用しているもの（※材料や製品に含有しているものも含む）を記入

⑩作業の工程

材料の搬入から加工の工程、製品の搬出までの一連の流れを記入
※工程が複雑な場合には、工程図（フローチャート）を別添で添付して下さい。

⑪屋外の作業

屋外の作業は、条例第 80 条（下記参照）において、作業の性質上やむを得ない場合を除き、原則禁止されています。

※屋外の作業がある場合は、あらかじめ環境政策課へご相談の上記入して下さい。

（屋外作業の制限）
第 80 条　工場においては、作業の性質上やむを得ない場合を除き、屋外で騒音、振動又は粉じんを発生させる作業をしてはならない。

⑫公害防止措置の概要（一時的作業に伴う措置を含む。）

騒音、振動、悪臭等の公害について、その対策の概要を記入する。一時的作業に伴い発生する恐れのある公害についての対策も記入する。

「変更要旨」記載例

※決められた様式ではないので、参考に作成して下さい。

●工場変更概要

1　変更内容

棟別番号	建物名	変更内容	設置場所	備考
1	第1工場	○○機2台増設	工場内	騒音規制法の特定施設に該当するため、設置（もしくは変更）届出を北区へ提出済み。
2	第2工場	建屋の除却		環境確保条例第116条に基づく土壌調査を実施。北区へ土壌汚染状況調査報告書を提出済み。
3	倉庫	建屋の除却・新設		環境確保条例第116条に基づく土壌調査対象外。

①建屋が複数ある場合は、別紙1その2に記入した棟別番号を記入

②建物名を記入

③変更内容を簡単に記入

④機器等の設置で該当する場合に記入

⑤その他、必要に応じて記入

「別紙１その１」記載例

別紙１　その１

敷地内建物の配置及び給排水系統図

以下の図面を添付する場合には、本様式に記入する必要はありません。
P26 からの図面例を参考にして下さい。

①近隣の建物の用途、構造、及び配置並びに道路の状況等がわかる図面

※図面には工場の敷地境界から 50m及び 100mの位置に色ペン等で線を引いて下さい。

②建物の配置図及び給排水系統図

③階別平面図

④立面図

⑤求積図

⑥矩計図

⑦その他　（設備の構造がわかるパンフレット・設計図面等）

備考　1　配置図には、建物の用途を記入すること。

2　給排水系統については、給水及び排水の色分けをすること。

3　適当な図面があれば、それによることができる。

「別紙１その２」記載例

別紙１　その２

建物の棟別用途・構造・面積等

①棟別番号	②新既の別	③用途	④階数	⑤構造	⑥建築面積（㎡）	⑦床面積（㎡）	⑧作業場面積（㎡）
1	新	作業場・事務	地上2階	鉄骨造・ＡＬＣ	２００．００	４００．００	１０７．００
2	新	倉庫	地上１階	木造	２４	２４	－
⑨合計					２２４．００	４２４．００	１０７．００

「別紙１その２」記載要領

①棟別番号　建屋が複数ある場合は、棟ごとに番号を付し、その番号を記入

②新既の別　新設の場合は新、既設の場合は既と記入

③用途　建物の用途を記入　(例)住居、倉庫、車庫　等

④階数　建物の階数を記入。地下がある場合は地下階数も記入。

⑤構造　建物の構造を記入

(例)木造、鉄筋コンクリート造(ＲＣ造)、鉄骨造(Ｓ造)、鉄筋鉄骨コンクリート造(ＳＲＣ造)

⑥建築面積　建物の建築面積を記入

⑦床面積　建物の延べ床面積を記入

⑧作業場面積　建物内で作業を行う場所の面積を記入

⑨合計　各棟の建築面積、延べ床面積、作業場面積の合計を記入

「別紙１その３」記載例

別紙１　その３

機械・設備等の施設

①工場における施設番号	②新既の別	③種　類	④公称能力	⑤台数	⑥動力用電力（ｋW）（原動機）		⑦その他の電力（ｋW）（原動機以外）	
１－１	新	オフセット平版印刷機(5色)	６０００枚/時	1	5	0	—	—
１－２	新	断裁機	—	1	3	5	—	—
１－３	新	折機	５０００枚/時	1	1	5	—	—
１－４	新	無線綴機	２０００冊/時	1	5	0	5	0
１－５	新	触媒燃焼式脱臭装置	処理風量５０㎥／分	1	—	—	１２	8
１－６	新	結束機	２０００冊/時	1	0	5	—	—
１－７	新	排気ファン	—	1	2	0	—	—
１－８	新	空気圧縮機	—	1	２２	0	—	—
１－９	新	ボイラー	—	1	0	5	—	—
１－１０	新	エアコン	—	2	3.5×2 ※ 7	0	—	—
2	新	アルカリ脱脂槽	—	1				
3	新	排ガス洗浄棟	—	1				
4	新	湿式バレル研磨機	—	1				
5	新	排水中和処理装置	—	1				
⑧　合　計					４７	0	１７	8

印刷業は基本的に汚水は発生しませんが、参考例として汚水発生・処理施設を載せました。

別紙１その３　記載要領

①工場における施設番号　設備に番号を付し、その番号を記入

②新既の別　新設の場合は新、既設の場合は既と記入

③種類　施設の名称を記入

(例)・ばい煙発生施設→ボイラー、金属製品の熱処理に使用する加熱炉、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関等
- 粉じん発生施設→コークス炉、ベルトコンベア、破砕機、摩砕機、紡織用機械、切断機、穿孔機、研磨機等
- 有害ガス発生施設→有害物質(ベンゼン等)の貯蔵タンク、ドライクリーニング機等
- 汚水発生施設→有害物質除外設備等
- 騒音・振動発生施設→プレス機、コンプレッサー、送風機、電動ノコギリ、印刷機等

④公称能力　当該施設の保有する能力を記入　(例)機械プレス機：呼び加圧能力 294ｋＮ等

⑤台数　設置台数を記入

⑥動力用電力　動力(モーター)に使用する電力を記入（点線の右側は小数点以下を記入）
※複数台ある場合には、１台あたりの電力×台数も記入

⑦その他の電力　電熱用電力、電解用電力等、直接作業の用に供する電力で動力用電力以外のものの合計を記入（点線の右側は小数点以下を記入）

⑧合計　動力用電力、その他の電力をそれぞれ合計して記入

「様式第７号別紙２その１」　記載例

別紙２　その１

ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の発生施設の構造・使用の方法

①	工場における施設番号		1-9			
②	種類・名称・型式		ボイラー			
③	使用開始（予定）年月日		2015年10月1日			
④	規模	主要寸法（m） 又は定格出力（kW）	0.7×0.9×2.0 2.4			
		伝熱面積・火格子面積・火床面積 又は羽口面断面積（㎡）	—			
		原材料処理能力（t/h） 又は焼却能力（kg/h）	—			
		燃料の燃焼能力（ℓ/h、㎥N/h） 又は変圧器の定格容量（kVA）	—			
		乾燥施設の容量（㎥）	—			
		電流容量（kA） 又はポンプの動力（kW）	—			
⑤	使用状況	１日の使用時間・１月の使用日数	8時～17時 25日／月	時～　時 日／月	時～　時 日／月	時～　時 日／月
		季節変動	なし			
⑥	原材料	種類	—			
		使用割合	—			
		いおう分（%）カドミウム分（%） 又は鉛分（%）	—			
		１日の使用量	—			
⑦	燃料又は電力	種類	都市ガス(13A)			
		灰分（%）・いおう分（%）	—			
		発熱量	—			
		１日の使用量	—			
		混焼割合	—			
	参考事項		—			

備考　１　この用紙は、申請書の「機械・設備等の施設」欄に記入した施設のうち、条例別表第７　１の部(１)の款の付表第１に掲げる施設、同条例別表第３に掲げる有害ガスを発生する施設、粉じんを発生する施設（施行規則別記第７号様式の別紙３又は４に該当する施設を除く。）及び悪臭を発生する施設について記入すること。

２　「いおう分（%）カドミウム分（%）又は鉛分（%）」欄の記入に当たっては、重量比及び容量比の別を明らかにすること。

３　酸素吹込式の炉については、「参考事項」欄に、酸素吹込量、使用時間等を記入すること。

「様式第７号別紙２その１」　記載要領

①工場における施設番号

第７号様式別紙１その３「機械・設備等の施設」に記入した施設番号を記入

②種類・名称・型式　発生施設の種類・名称・型式を記入

③使用開始(予定)年月日

発生施設ごとの使用開始予定年月日を記入。既設の場合は使用開始年月日を記入。

④規模　発生施設の種類によって該当する項目を記入

主要寸法(m)又は定格出力(ｋW)：粉じん、有害ガス発生施設の場合、発生施設の大きさ(m)又発生施設に付属する電動機の出力を記入

伝熱面積、火格子面積、火床面積、羽口面断面積：ばい煙発生施設の伝熱面積等を記入

原材料処理能力、焼却能力：(例)金属溶解炉等で１時間当たり金属を溶かす量

(例)焼却炉で廃棄物を１時間当たり焼却する量

燃料の燃焼量又は変圧器の定格容量：燃料の燃焼量、電解炉等の変圧器の定格容量を記入

乾燥施設の容量：乾燥炉等の容量を記入

電流容量又はポンプの動力：電解炉等の電流容量、ポンプの動力を記入

⑤使用状況

１日の使用時間・１月の使用日数：発生施設の使用時間及び使用状況を記入

季節変動：季節変動について記入

(例)なし、暖房期のみ使用、冬期負荷大で夏期の 20%増、予備用の為年間稼働日数10 日以下等

⑥原材料　ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭発生に影響のあるものについて記入

種類：当該施設で使用する原材料の主なる種類について記入

使用割合：２種類以上の原材料を使用する場合、使用割合を記入

いおう分、カドミウム分又は鉛分：原材料中の含有率を重量%等で記入

１日の使用量：原材料の１日の使用量を単位を明確にして記入

⑦燃料又は電力　発生施設で使用する燃料について記入

種類：当該発生施設で使用する燃料を記入 (例)重油、灯油等

灰分(%)・いおう分(%)：固体燃料の場合は灰分及びいおうの含有率を、液体燃料の場合はいおうの含有率を記入 ※重量%または容量%の区別を明らかにすること

発熱量：低発熱量(真発熱量)を記入。電力を使用する場合は容量を記入。

１日の使用量：燃料の１日の使用量をℓ/日、kg/日、m^3/日のうちいずれかの単位で記入

混焼割合：混焼の場合に限り、１日使用量の混焼割合を記入

「様式第７号別紙２その２」　記載例

別紙２　その２

ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の処理の方法

①	処理施設の工場における施設番号			1-9			
②	処理する発生施設の工場における施設番号			1-9			
③	処理施設の種類・名称・型式			ボイラー			
④	使用開始（予定）年月日			2015年10月1日			
処理能力	総排出物の量（m^3N／h）		最大	—			
			常用	—			
	総排出物の温度（℃）		処理前	—			
			処理後	—			
	総排出物中の酸素濃度（%）		処理後	—			
	⑤ばい煙の濃度	ばいじんの濃度（g／m^3N）	処理前	—			
			処理後（効率%）	—（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
		いおう酸化物の濃度（容量比ppm）	処理前	—			
			処理後（効率%）	—（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
		いおう酸化物の量（m^3N／h）	最大 処理前	—			
			最大 処理後（効率%）	—（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
			常用 処理前	—			
			常用 処理後（効率%）	—（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
		窒素酸化物の濃度（容量比ppm）	最大 処理前	—			
			最大 処理後（効率%）	—（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
			常用 処理前	—			
			常用 処理後（効率%）	—（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
	⑥有毒ガス・粉じん・悪臭	----------の濃度（　　）	処理前	—			
			処理後（効率%）	—（　　）	（　　）	（　　）	（　　）
		----------の濃度（　　）	処理前	—			
			処理後（効率%）	—	（　　）時～　時		（　　）
⑦	使用状況	１日の使用時間・１月使用日数		8時～17時 25　日／月	時～　時 日／月	時～　時 日／月	時～　時 日／月
		季節変動		なし			
⑧	煙突・排気塔	高さ（ｍ）		10			
		頂口径（ｍ）		0.15φ			
		排出速度（ｍ／ｓ）		—			

備考　１　ばい煙の濃度等は、乾きガス中の濃度等とすること。

２　有害ガス・粉じん・悪臭の「----------の濃度」欄には、有害ガス、粉じんについてはその種類を、悪臭については悪臭の文字を記入し、（　　）欄には、cm^3／m^3N、ｍｇ／m^3N、臭気指数又は臭気排出度の文字を記入すること。

「様式第７号別紙２その２」　記載要領

①処理施設の工場における施設番号

第７号様式別紙１その３「機械・設備等の施設」に記入した施設番号を記入

②処理する発生施設の工場における施設番号

工場における発生施設の呼称番号を記入

※発生施設と処理施設(煙突排気塔を含む)の関係を明らかにすること。特に１基の処理施設で２基以上の発生施設のばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭を処理している場合に注意すること。

③処理施設の種類・名称・型式

煙突、排気塔、処理装置の種類、区分の処理装置のある場合はその名称型式を記入

④使用開始(予定)年月日

発生施設ごとの使用開始予定年月日を記入。既設の場合は使用開始年月日を記入。

⑤ばい煙の濃度等

ばい煙、粉じん、有害ガス又は悪臭の処理装置のある場合は、処理装置の入口及び出口の状態(総排出物の量は入口の状態)について記入し、煙突又は排気塔のみの場合は、煙突又は排気塔の入口の状態について記入

総排出物の量(m^3N/h)：総排出物の量を摂氏零度・１気圧における状態に換算して、最大値及び常用値を記入

総排出物中の温度(℃)：処理前は入口温度、処理後は出口温度を記入

ばいじんの濃度(g/m^3N)：摂氏零度・１気圧の状態における総排出物 $1m^3$ あたりのばいじんの濃度を記入。処理前は入口の状態、処理後は出口の状態について記入。

いおう酸化物の量(m^3N/h)：摂氏零度・１気圧の状態における燃料その他のものの燃料に伴って発生するいおう酸化物の１時間あたりの総量。最大値、常用値、及びそれぞれ処理前は入口の状態、処理後は出口の状態について記入

⑥有害ガス・粉じん・悪臭

排出する主な有害ガス又は粉じんの名称を記入し、摂氏零度・１気圧の状態における総排出物 $1m^3$ あたりに含まれる有害ガスの容量比を記入。また、粉じんはグラム数で、処理前は入口の状態、処理後は出口の状態について記入。悪臭については、悪臭物質の濃度又は臭袋法による臭気指数を記入。

⑦使用状況

１日の使用時間・１月の使用日数：発生施設の使用時間及び使用状況を記入

季節変動：季節変動について記入

(例)なし、暖房期のみ使用、冬期負荷大で夏期の 20%増、予備用の為年間稼働日数 10 日以下等

⑧煙突・排気塔

煙突・排気塔の高さ、頂口径(排出口の口径)、排出速度(排出口における排出ガスの速度)を記入

※排出口の形状が円形以外の場合の口径は、その断面積と等しい円形の直径とする。

「様式第７号別紙３」　記載例

※東京都へ大気汚染防止法第１８条第１項に基づく届出を提出した場合は、その写しを添付することで、本様式の記載は省略できます。

別紙３

粉じん発生施設（コークス炉）の構造並びに使用及び管理の方法

①	工場における施設番号		1-○○			
②	名称・型式		コークス炉 （○○社製、○○式等）			
③	使用開始（予定）年月日		2015年10月1日			
④	規模	原料の処理能力（ｔ／日）	500			
		炉室数	20			
		炭化時間（ｈ）	15			
⑤	作業（装炭）	粉じんの処理装置の種類・型式	バッグフィルター＋無煙装入装置			
		集じん装置の効率（％）	99			
		送風機の原動機出力（ｋＷ）	500			
	作業（窯出）	粉じんの処理装置の種類・型式	バッグフィルター(装炭と共用)			
		集じん装置の効率（％）	99			
		送風機の原動機出力（ｋＷ）	500			
⑥	作業（消火）	粉じんの処理装置の種類・型式	乾式消火設備			
	参考事項					

備考　１　「参考事項」欄には、ガイド車の走行する炉床の強度、ガイド車の軌条の幅員等について記入すること。

※⑦　２　粉じん発生施設及び粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその寸法を記入した概要図を添付すること。

「様式第７号別紙３」　記載要領

①工場における施設番号
第７号様式別紙１その３「機械・設備等の施設」に記入した施設番号を記入

②名称・型式　製造会社名、型式を記入

③使用開始(予定)年月日
発生施設ごとの使用開始予定年月日を記入。既設の場合は使用開始年月日を記入。

④規模
原料の処理能力(ｔ/日)：炉が複数で能力が異なるときは、それぞれ記入
炉室数：炉室の数を記入
炭化時間(h)：炉が複数で時間が異なるときは、それぞれ記入

⑤装炭作業・窯出作業
粉じんの処理装置の種類・型式：処理装置の種類・名称及び型式を具体的に記入

集じん装置の効率(%)：重量比で記入

$$\text{一般粉じんの捕集効率} = \frac{\text{入口の一般粉じん量} - \text{出口の一般粉じん量}}{\text{入口の一般粉じん量}} \times 100$$

送風機の原動機出力：集じん機に付帯している送風機の原動機出力をカタログ等を参考に、集じん機に付帯している送風機の原動機出力を記入

⑥消火作業：処理装置の種類・名称及び型式を具体的に記入

※⑦　概要図を添付すること。

「様式第７号別紙４」　記載例

※東京都へ大気汚染防止法第１８条第１項に基づく届出を提出した場合は、その写しを添付することで、本様式の記載は省略できます。

別紙４

粉じん発生施設（堆積場、コンベア、破砕機、磨砕機、ふるい、バッチャープラント、製綿機）の構造並びに使用及び管理の方法

①	工場における施設番号		1-○○
②	名称・型式・基数		破砕機1基(○社製)
③	使用開始（予定）年月日		2015年10月1日
④ 規模	面積（㎡）・堆積能力（ｔ）		
	ベルト幅（cm）又はバケット内容積（㎥）・運搬能力（ｔ／ｈ）		
	原動機の定格出力（kW）		15.0
	処理能力（ｔ／ｈ）		0.4
使用及び管理の方法 ⑤ 集じん装置	集じん装置の種類・型式		
	集じん装置の効率（%）		
	送風機の原動機出力(kW)		
⑥ 散水	装置の種類・型式		
	装置の能力（㎥／ｈ）		
	散水の方法又は運搬量若しくは処理量当たりの散水量（ℓ／ｔ）		
⑦ 薬液の散布	薬液の種類・名称		
	装置の種類・型式・基数		
	装置の能力（㎥／ｈ）		
	散布の方法		
⑧ 防じんカバーの設置状況			
⑨ その他の方法	方法		洗浄機を用いて清掃を徹底する
参考事項			

「様式第７号別紙４」記載要領

①工場における施設番号
第７号様式別紙１その３「機械・設備等の施設」に記入した施設番号を記入

②名称・型式・基数
製造会社名、型式、基数を記入

③使用開始(予定)年月日
発生施設ごとの使用開始予定年月日を記入
既設の場合は使用開始年月日を記入

④規模
面積：届出施設の面積を記入
堆積能力：堆積することができる量を記入

⑤集じん装置
集じん装置の種類・型式：製造会社名、型式を記入
集じん装置の効率(%)：重量比で記入
※計算式はＰ18参照
送風機の原動機出力：集じん機に付帯している送風機の原動機出力をカタログ等を参考に記入

⑥散水
装置の種類・型式：製造会社名、型式を記入
装置の能力：散水能力（散水実施量ではない）を記入
散水の方法又は運搬量若しくは処理量当たりの散水量：散水実施量、実施頻度等を記入

⑦薬液の散布
薬液の種類及び名称：使用する薬液の種類・名称を記入
装置の種類・型式・基数：散布装置の種類、製造会社名、型式及び基数を記載すること
装置の能力：散布能力（散布実施量ではない）を記載すること
散布の方法：散布実施量、実施頻度等を記入

⑧防じんカバーの設置状況
カバーの種類を記入
(例)ビニールシート掛け等

⑨その他　補足事項を記入

※⑩　概要図を添付すること。

備考１　「規模」の欄には、堆積場については面積及び堆積能力を、コンベアについてはベルト幅又はバケット内容積及び運搬能力を、破砕機、磨砕機、ふるい、バッチャープラント及び製綿機については原動機の定格出力及び処理能力を、記入すること。

２　「散水の方法又は運搬量若しくは処理量当たりの散水量」欄には、堆積場については散水の方法（水量、実施頻度等）を、コンベアについては運搬量当たりの散水量を、その他のものについては処理量当たりの散水量を記入すること。

３　「薬液の散布」欄は、堆積場についてのみ記入すること。

４　「その他」欄には、堆積場については締固めの装置・型式及び方法並びに散水等と同等以上の効果を有する措置、その他のものにあっては散水等と同等以上の効果を有する措置について記入すること。

※⑩ ５　粉じん発生施設及び粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

「様式第７号別紙５その１」記載例

※東京都下水道局へ下水道法第１１条の２に基づく特定施設設置届を提出している場合は、その写しを添付することで、本様式の記載は省略できます。

別紙５その１

汚水の発生施設の構造等

①	工場における施設番号			2		3		4		
②	種類・名称・型式			アルカリ脱脂槽		排ガス洗浄塔		湿式バレル研磨機		
③	使用開始（予定）年月日			2015年10月1日		2015年10月1日		2015年10月1日		
④	構造			鉄製		塩ビ製				
⑤	主要寸法(m)			L W H 0.6×0.8×0.7		L W H 0.6×0.6×1.8				
⑥	使用状況	1日の使用時間・1月の使用日数		8時～17時 25 日／月		8時～17時 25日／月		8時～17時 25日／月		時～ 時 日／月
		季節変動		なし		なし		なし		
⑦	原材料	種類		苛性ソーダ		水		研磨剤		
		使用量(1日あたり)		1.2kg		週1回更新0.4㎥		0.5kg		
		使用方法		溶剤添加		週1回更新		添加		
				通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常 最大
⑧	排水量（㎥/日）			1	1.5	0.4	0.4	0.2	0.4	
⑨	汚水の水質	水素イオン濃度（ｐＨ）		11	11	9	9	9	10	
		生物化学的酸素要求量（mg/ℓ）								
		化学的酸素要求量（mg/ℓ）								
		浮遊物質量（mg/ℓ）		80	150	20	30	1000	1500	
		外観		茶		無色		灰白色		
		臭気								
		温度（℃）								
		その他の項目	鉄（ppm）	100	200			20	30	
			（ ）							
			（ ）							
			（ ）							
⑩	製品又は中間製品の取り出しに際しての廃液分離方法									

備考　１　「汚水の発生施設」とは、冷凍用冷却装置、ばい煙の洗浄装置、水質汚濁防止法施行令別表第１に掲げる施設等をいう。

２　「汚水の水質」欄のうちの「その他の項目」の欄には、条例別表第７　４の部(1)の表の(1)から(26)までに掲げる各項目、同別表　４の部(2)(ｱ)の表の(8)から(15)まで及び(17)の項目並びに窒素含有量及び燐含有量のうち、汚水の発生施設から排出されるものをすべて記入すること。また、（ ）には、単位を記入すること。

「様式第７号別紙５その１」記載要領

①工場における施設番号

第７号様式別紙１その３「機械・設備等の施設」に記入した施設番号を記入

②種類・名称・型式

汚水発生施設の種類、名称、型式を記入

③使用開始(予定)年月日

発生施設ごとの使用開始予定年月日を記入。既設の場合は使用開始年月日を記入。

④構造

当該施設について、コンクリート製、鉄製、あるいは鉄製塩ビ張り等を記入

⑤主要寸法

当該施設の縦、横、高さを記入

⑥使用状況

１日の使用時間・１月の使用日数：発生施設の使用時間及び使用状況を記入

季節変動：季節変動について記入

(例)なし、暖房期のみ使用、冬期負荷大で夏期の 20%増、予備用の為年間稼働日数 10 日以下等

⑦原材料　汚水の発生に影響のあるものを記入。

種類：使用する原材料の種類を記入（例)苛性ソーダ、硫酸等

使用量：原材料の１日当たりの使用量を記入

使用方法：原材料をどのように使用するかを記入（例)溶剤添加による

⑧排水量

当該施設から排出される水量について、平均排水量を「通常」の欄に、変動がある場合は「最大」の欄に量を記入

⑨汚水の水質

当該施設から排出される汚水等の水質について記入 ※該当する項目のみでよい

⑩製品又は中間製品の取り出しに際しての廃液分離方法

当該施設から製品又は中間製品を取り出す際に廃液をどのように分離するのかその方法を記入

「様式第７号別紙５その２」記載例

別紙５　その２

汚　水　の　処　理　の　方　法

①	処理施設の工場における施設番号		5		
②	処理する発生施設の工場における施設番号		2,3,4		
③	種類・名称・型式		排水中和処理装置		
④	使用開始(予定)年月日		2015 年 10 月 1 日		
⑤	構造		コンクリート、塩ビ製		
⑥	主要寸法（ｍ）		4×2.1×3		
⑦	能力（ｍ³／日）		2.5		
⑧	処理の方式		中和、凝集沈殿		
⑨	消耗資材	資材名	硫酸、苛性ソーダ		
		用途	中和用		
		１日の使用量	硫酸 1.4 kg・苛性ソーダ 0.2 kg		
⑩	使用状況	１日の使用時間 １月の使用日数	8 時～17 時 25 日／月	時～　時 日／月	時～　時 日／月
		季節変動	なし		

※東京都下水道局へ下水道法第１１条の２に基づく特定施設設置届を提出している場合は、その写しを添付することで、本様式の記載は省略できます。

⑪ 処理に係る汚水量・水質

	処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
汚水量（m³／日）	1.2	2.3	1.2	2.3								
水素イオン濃度（pH）	11	12	7	8								
生物化学的酸素要求量（mg/ℓ）												
化学的酸素要求量（mg/ℓ）												
浮遊物質量（mg/ℓ）	250	500	10	20								
外観												
臭気												
温度（℃）												
その他の項目　鉄（mg/ℓ）	100	200	2	3								

⑫ 各排水口の汚水量・水質

排水口番号		汚水量（m³/日）	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量（mg/ℓ）	化学的酸素要求量（mg/ℓ）	浮遊物質量（mg/ℓ）	外観	臭気	温度（℃）	その他の項目		
										（　）	（　）	（　）
1	通常	1.2	7			10						
	最大	2.3	8			20						
	通常											
	最大											
	通常											
	最大											
	通常											
	最大											

⑬ 残さ

種類	スラッジ
生成量（ｋｇ／日）	0.1(水分 95%)
処理方法の概要	フィルタープレスによる脱水　業者委託

備考　１　「処理施設」とは、工場に設置されている施設であって、発生施設等から排出される汚水を処理するためのものをいう。
２　「処理に係る汚水量・水質」欄及び「各排水口の汚水量・水質」欄中の「その他の項目」の欄には、条例別表第７　４の部(1)の表の(1)から(26)までに掲げる各項目、同別表　４の部(2)アの表の(8)から(15)まで及び(17)の項目並びに窒素含有量及び燐含有量のうち、汚水の処理施設又は工場から排出されるものをすべて記入すること。また、（　）には、単位を記入すること。
３　「各排水口の汚水量・水質」欄には、工場の各排水口から排出される総汚水量及びその水質を記入すること。

「様式第７号別紙５その２」記載要領

①処理施設の工場における施設番号

第７号様式別紙１その３「機械・設備等の施設」に記入した施設番号を記入

②処理する発生施設の工場における施設番号

第７号様式別紙１その３「機械・設備等の施設」に記入した施設番号を記入

発生施設と処理施設との関係を明らかにすること。特に１基の処理施設で２基以上の発生施設の汚水を処理している場合に注意する。

③種類・名称・型式

汚水処理施設の種類、名称、型式を記入

④使用開始(予定)年月日

処理施設ごとの使用開始予定年月日を記入。既設の場合は使用開始年月日を記入。

⑤構造

当該施設について、コンクリート製、鉄製、あるいは鉄製塩ビ張り等を記入

⑥主要寸法

当該施設の縦、横、高さを記入

⑦能力　当該施設において１日で処理し得る汚水の量を記入　(例)2.5m^3/日

⑧処理の方式　当該施設において汚水をいかに処理するのかその方法を記入

(例)中和、凝集沈殿法、アルカリ塩素法　等

⑨消耗資材

資材名：使用する資材名を記入　(例)苛性ソーダ、硫酸　等

用途：使用する資材の用途を記入　(例)中和用、酸化　等

１日の使用量：使用する資材の１日の使用量を記入

(例)硫酸 1.4 kg/日、苛性ソーダ 0.2 kg/日 等

⑩使用状況　別紙５その１「使用状況」の欄と記載要領は同じ

⑪処理に係る汚水量・水質

処理する前後の汚水量及び水質を通常と最大に分けて記入。なお、該当する項目のみ記入。

⑫各排出口の汚水量・水質

各排出口から排出される汚水量及び水質をその排出口ごとに記入

⑬残さ　汚水処理で生ずる残さの種類及びその生成物とその発生した残さを処理する方法を記入

種類：(例)スラッジ　等

生成量：(例)0.1ｔ　水分 95%

処理方法の概要：(例)フィルタープレスによる脱水、業者委託　等

「様式第７号別紙６」記載例

別紙6

騒音又は振動発生施設の構造等

①	工場における施設番号	1-1	1-2	1-3	1-4
②	種類・名称・型式	オフセット平版印刷機（5色）	断裁機	折機	無線綴機
③	公称能力	6000枚/時（5kW）	（3.5kW）	5000枚/時（1.5kW）	2000冊/時（5kW）
④	数	1	1	1	1
⑤	使用開始(予定)年月日	2015年10月1日	2015年10月1日	2015年10月1日	2015年10月1日
⑥ 使用状況	1日の使用時間・1月の使用日数	8時～17時 25日／月	8時～17時 25日／月	8時～17時 25日／月	8時～17時 25日／月
	季節変動	なし	なし	なし	なし
⑦	騒音又は振動の防止の方法	騒音防止として 壁：ALC100 床：土間コンクリート150 天井：グラスウール張り100 振動防止として 土間コンクリート150	騒音防止として 壁：ALC100 床：土間コンクリート150 天井：グラスウール張り100 振動防止として 土間コンクリート150	騒音防止として 壁：ALC100 床：土間コンクリート150 天井：グラスウール張り100 振動防止として 土間コンクリート150	騒音防止として 壁：ALC100、グラスウール張り100 床：土間コンクリート150 天井：グラスウール張り100 振動防止として 土間コンクリート150
⑧ 事業用自動車	種類	CNGワゴン	メタノールトラック	ディーゼルトラック	電動フォークリフト
	用途	営業用	荷物搬入用	荷物搬出用	荷物積み下ろし用
	積載量	2,000kg	2,000kg	10,000kg	2,000kg
	台数	1	2	1	1
	1時間当たりの出入回数	—	—	—	—
	1日当たりの出入回数	12	2	2	—

備考　1　「騒音又は振動発生施設」とは、金属圧延機械、プレス機械等騒音又は振動を発生する施設をいう。
2　「騒音又は振動の防止の方法」欄には、消音器、つり基礎、遮音塀等騒音又は振動の防止に関して講ずる措置を記入すること。できる限り図面、表等を利用すること。

「様式第７号別紙６」記載例

①工場における施設番号

第７号様式別紙１その３「機械・設備等の施設」に記入した施設番号を記入

②種類・名称・型式

施設の種類、名称、型式を記入

③公称能力

第７号様式別紙１その３「機会・設備等の施設」に記入した公称能力を記入

④数　施設の数を記入

⑤使用開始（予定）年月日

処理施設ごとの使用開始予定年月日を記入。既設の場合は使用開始年月日を記入

⑥使用状況

１日の使用時間・１月の使用日数：発生施設の使用時間及び使用状況を記入

季節変動：季節変動について記入

（例）なし、暖房期のみ使用、冬期負荷大で夏期の 20%増、
予備用のため年間稼働日数 10 日以下など

⑦騒音又は振動の防止の方法

消音機、遮音塀、防振架台等の防止の方法、施設設置個所の壁・床・天井の構造、厚さ等を記載

⑧事業用自動車

当該施設において物品の運搬等に使用する自動車の種類・用途・積載量・台数・１時間当たりの出入回数・１日当たりの出入回数を記入

「様式第７号別紙７」記載

地下水の揚水施設の構造等

①	揚水施設の構造	名称又は番号	6
		設置・変更年月日	2005年　9月　15日
		さく井年月日	2005年　9月　15日
		深度（地表面下ｍ）・側管口径(mm)	深度　100 ｍ、　側管口径　150 ｍｍ
		ストレーナーの位置（地表面下ｍ）	45 ｍ～ 55 ｍ、 60 ｍ～ 80 ｍ ｍ～ ｍ、 ｍ～ ｍ
②	揚水機	種類・名称・型式	○○○社　△△型
		原動機の出力・揚水能力	2.2 kw　99 ℓ／分
		吐出口断面積	5.98 ｃ㎡
③	水量測定器	種類・名称・型式	水道メーター　●●社　▲▲型
		検定年月日	2005年　9月10日
④	地下水位	計測方法（計器名称）	ロープ式　水位計
		静止水位、揚水水位(地表面下ｍ)	静止水位　20 ｍ、　揚水水位　20 ｍ
⑤	地下水揚水量		7 ｍ³　（１日平均）
⑥	地下水の用途		洗浄水　及び　散水
⑦	施設数、吐出口断面積の合計、地下水揚水量の合計		
変更前		施設数、吐出口断面積の合計	本　㎠
		地下水揚水量の合計	ｍ³　（１日平均）
変更後		施設数、吐出口断面積の合計	本　㎠
		地下水揚水量の合計	ｍ³　（１日平均）
揚水施設担当者 所属、氏名、電話番号			

⑧

備考　１　必要に応じ図面を添付すること。

２　複数の揚水施設の設置（変更）の場合は、地下水揚水施設の構造等については、揚水施設ごとに作成のこと。ただし、「施設数、吐出口断面積の合計、地下水揚水量の合計」の欄については、１枚目に記入し、２枚目以降には記入しないこと。

※⑨　３　完成後、揚水試験を実施したときは、その報告書の写しを提出すること。

「様式第７号別紙７」記載要領

①揚水施設の構造

名称又は番号：第７号様式別紙１その３「機会・設備等の施設」に記入した施設番号を記入
設置変更年月日：新設や変更予定の場合は予定年月日を記入
さく井年月日：揚水施設の完成年月日を記入
深度（地表面下m）：地表面から井戸の側管（外部ケーシング）の底までの深さを記入
側管口径（mm）：井戸の側管の内径を記入
ストレーナーの位置：地表面からストレーナー最上部までの深さと長さを記入
二か所以上ある場合は、浅いものから順に全部を記入

②揚水機

種類・名称・型式：ポンプの種類（水中ポンプなど）、メーカー名、型式、型番を記入
原動力の出力・揚水能力：モーター出力（ワット数）、揚水能力、時間（分）吐出量を記入
吐出口断面積：揚水機本体の水が最後に徹部分の内径により計測した断面積を記入
口径（mm）と面積（cm^2）混同されることがあるので注意する。

③水量測定器

種類・名称・型式：水量測定器の種類（水道メーター、積算時間計等）、メーカー名、型式、記号、番号などを記入
検定年月日：各水量測定器に表記されている検定の有効期間から逆算して検定年月日を記入
（検定の有効期間は８年なので、そこから逆算する）

④地下水位

計測方法：地下水位の測定方法（水圧式、手動式、フロート式等）並びに計器の名称を記入
静止水位：揚水機の使用開始直前の水面までの深さを記入
揚水水位：揚水機の稼働中の水面までの深さを記入

⑤地下水揚水量

１か月の揚水量を一日単位に換算して記入、1m^3未満は四捨五入する

⑥地下水の用途

地下水の用途について、製造工程用、冷却用、冷暖房用、水洗便所用、散水用など具体的に記入

⑦施設数、吐出口断面積の合計、地下水揚水量の合計

揚水施設が敷地内に複数ある場合は、各項目について合計した数値を記入

⑧必要に応じた図面の添付

井戸の構造図や機器類のカタログ、地質柱状図など必要に応じて添付する。

※⑨完成後、揚水試験を実施したときは報告書の写しを提出すること。

⑩複数の揚水施設設置の場合

①～⑥について、揚水施設ごとにこの様式を作成
ただし、⑦については１枚目に記入し、２枚目以降は記入不要

●揚水施設を設置する場合に適用される法令と規制の内容

法令	対象施設	規制内容 （詳細は下表参照）	設置前の手続き
条例	動力を用いるすべての揚水施設 （一戸建て住宅で家事用のみに使用するものは揚水機の出力が 300W を超える揚水施設）	揚水機の吐出口断面積が ・6 cm^2 以下→揚水機出力、揚水量 ・6 cm^2 超、21 cm^2 以下 →ストレーナーの位置	工場認可の申請
工業用水法	「製造業」、「電気供給業」、「ガス供給業」及び「熱供給業」に用いる、揚水機の吐出口断面積が 6 cm^2 を超える井戸	・揚水機の吐出口断面積 ・ストレーナーの位置	許可の申請
ビル用水法 ※1	「冷暖房用設備」、「水洗便所」、「公衆浴場（浴室面積 150 m^2 を超えるもの）」に用いる、揚水機の吐出口断面積が 6 cm^2 を超える揚水設備	・揚水機の吐出口断面積 ・ストレーナーの位置	許可の申請
温泉法 ※2	温泉をゆう出する目的で設置する施設	・動力装置の吐出口断面積 →6 cm^2 以下 ・揚湯量　→50 m^3／日以下	「土地の掘削」及び「増掘・動力の装置」の許可の申請

※１正式名称は「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」

※２「温泉動力の装置の許可に係る審査基準」（平成 10 年 7 月 1 日付東京都告示第 724 号）による規制

●揚水施設の構造基準等（条例のほか、工業用水法、ビル揚水法に適用）

北区では、設置する揚水施設について次の通り構造の基準が定められています。

	吐出口の断面積	ストレーナーの位置	揚水機出力	揚水量の上限
条例のみ	6 cm^2 以下のもの	制限なし	2.2kW 以下	平均 10 m^3／日 最大 20 m^3／日
条例・法律共通	6 cm^2 を超え 21 cm^2 以下のもの	550 メートル以深とすること	制限なし	制限なし
	21 cm^2 を超えるもの	設 置 禁 止		

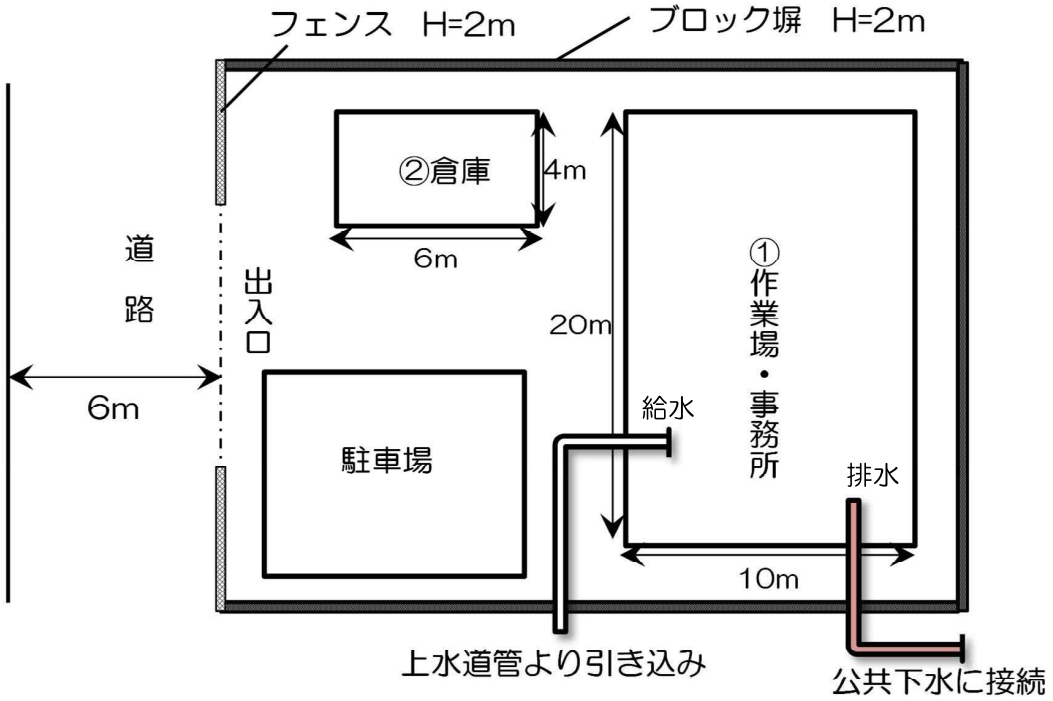
10　図面例

案内図



・工場の敷地境界から 50m及び 100mの位置に色ペン等で線を引いて下さい。
・隣地・近隣における建物の用途・構造・道路の状況など周囲の状況が判明する図面を添付して下さい。

敷地配置図



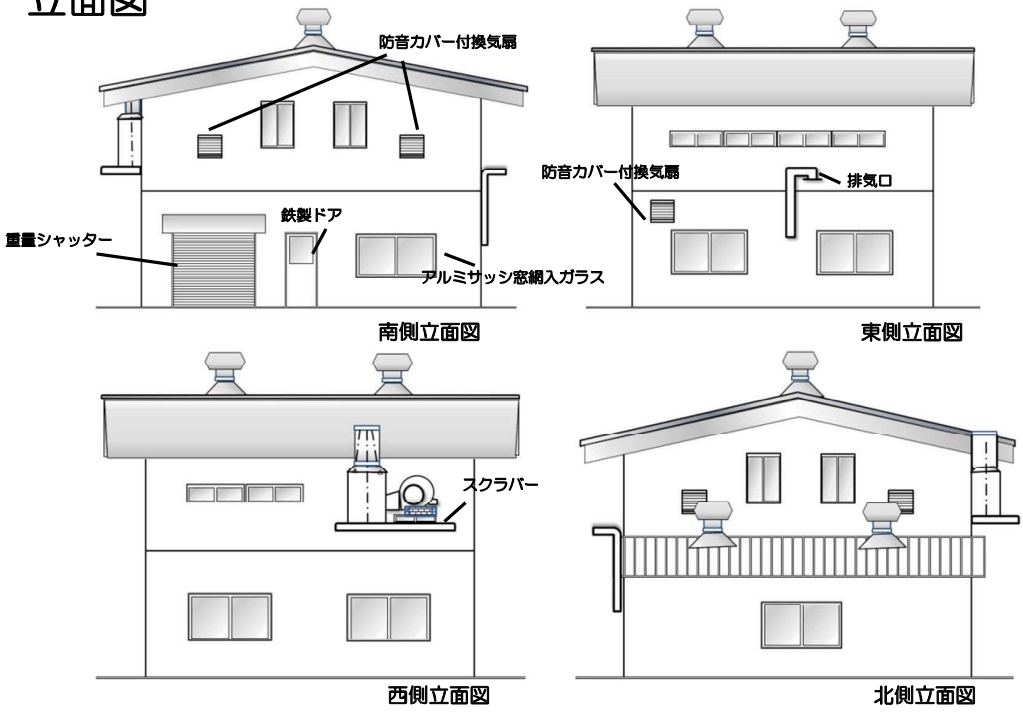
・建屋が複数ある場合は、棟ごとに番号を付し、その番号を別紙１その２（Ｐ12 参照）に記入して下さい。
・給排水系統については、給水及び排水の色分けをして下さい。
・適当な図面があれば、その図面を添付して下さい。

平面図



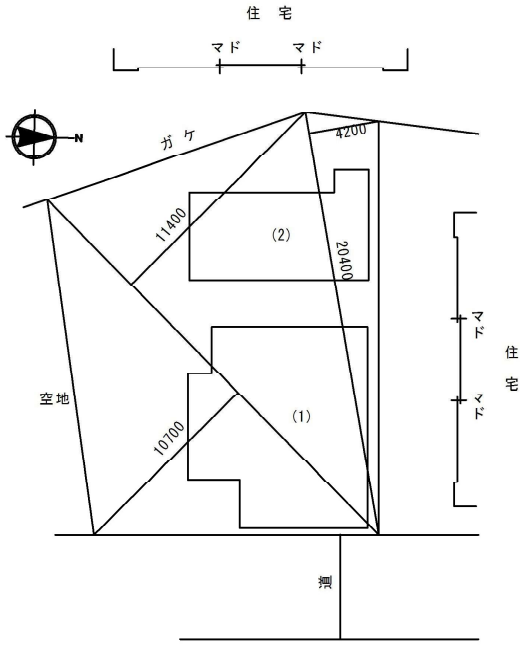
各建物の各階平面図を用意し、以下を記入して下さい。
・設備に番号を付し、その番号・詳細を別紙１その３(P13 参照)に記入して下さい。
・事務所、作業場等の建物の用途が分かるように書き込んで下さい。
・事務所、作業場等は蛍光マーカー等で図面に分かるように色分けをして下さい。

立面図



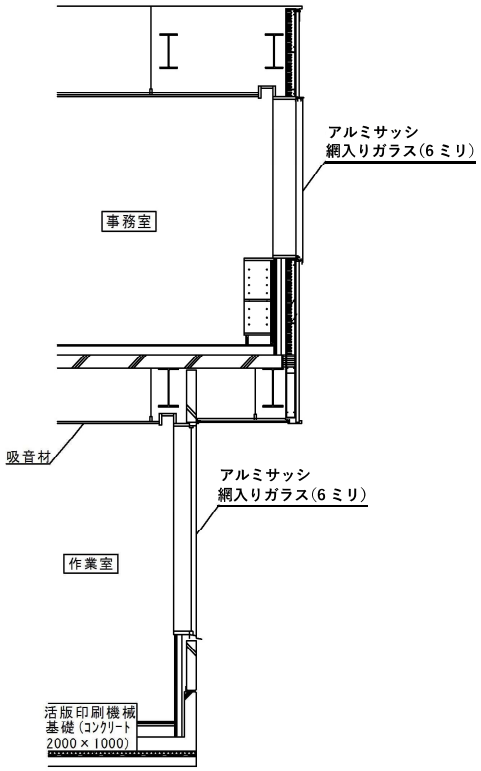
・状態のわかる写真等の添付も可。

求積図



敷地面積
23000×(11400+10700)÷2=254150
20400×　　4200÷2 =42840
296990㎡
建築面積　　132397㎡
建蔽率　132397÷29690　　44.58%

矩計図



・状態のわかる写真等の添付も可

11　工場に係る規制基準

①騒音規制法の特定工場等に係る規制基準（平成 15 年 4 月東京都北区告示第 99 号、第 100 号）
（改正　令和 2 年 5 月東京都北区告示第 438 号）

東京都環境確保条例の工場・指定作業場に係る騒音の規制基準(別表第七)

単位：デシベル

区域の区分	あてはめ地域	敷地の境界における音量 時間の区分 6時 朝 8時 昼間 19時 夕 23時 夜間 6時			
第１種区域	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 田園住居地域	40	45	40	40
第２種区域	第１種中高層住居専用地域（第1種区域を除く） 第２種中高層住居専用地域（第1種区域を除く） 第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域 ※　第１特別地域 用途地域の定めのない地域	45	50	45 20時	45
第３種区域	近隣商業地域（第1特別地域を除く） 商　業　地　域（第1特別地域を除く） 準工業地域（第1特別地域を除く） ※　第２特別地域	55	60	55	50
第４種区域	工業地域 （第1特別地域及び第2特別地域を除く）	60	70	60	55

※特別地域とは、２段階以上異なる区域が接している場合、基準の厳しい区域の周囲 30m以内の範囲をいう。

①騒音規制法による場合

第２種区域、第３種区域または、第４種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校（以下「学校」という。）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第７条第１項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第１条の５第１項に規定する病院（以下「病院」という。）及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの（以下「診療所」という。）、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する図書館（以下「図書館」という。）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第５条の３に規定する特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内（第１特別地域及び第２特別地域を除く。）における当該基準は、当該各欄に定める当該値から５デシベルを減じた値とする。

第１種、第３種及び第４種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、それぞれに接する区域の基準が適用される。

②東京都環境確保条例による場合

ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1　第２種区域、第３種区域又は第４種区域の区域内に所在する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条１項に規定する保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内（第１特別地域、第２特別地域及び第３特別地域を除く。）の工場又は指定作業場：当該値から５デシベルを減じた値を適用する。

2　騒音規制法第３条第１項の規定により指定された地域内の工場又は指定作業場のうち、同法第２条第２項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場：第 81 条第３項（第 82 条第２項において準用する場合を含む。）において適用する場合を除き、適用しない。

②振動規制法の特定の工場等に係る規制基準（平成 15 年 4 月東京都北区告示第 103 号、第 104 号）
（改正　令和 2 年 5 月東京都北区告示第 441 号）

東京都環境確保条例の工場・指定作業場に係る振動の規制基準(別表第七)

単位：デシベル

区域の区分	あてはめ地域	敷地の境界における振動の大きさ 時間の区分 8時　昼間　19時　夜間　8時		
第１種区域	第１種低層住居専用地域 第２種低層住居専用地域 第１種中高層住居専用地域 第２種中高層住居専用地域 第１種住居地域 第２種住居地域 準住居地域 田園住居地域 用途地域の定めのない地域	60	55 20時	
第２種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらに接する地先及び水面	65		60

①振動規制法による場合

学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第７条第１項に規定する保育所、病院及び診療所、図書館、老人ホーム並びに認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内（第１特別地域及び第２特別地域を除く。）における当該基準は、各欄に定める値から５デシベルを減じた値とする。

第２種区域に該当する地域に接する地先及び水面は、それぞれに接する区域の基準が適用される。

②東京都環境確保条例による場合

ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1　学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条 1 項に規定する保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内の工場又は指定作業場：当該値から５デシベルを減じた値を適用する。

2　振動規制法第３条第１項の規定により指定された地域内の工場又は指定作業場のうち、同法第２条第２項に規定する特定工場等である工場又は指定作業場：第 81 条第３項（第 82 条第２項において準用する場合を含む。）において適用する場合を除き、適用しない。

3　国又は地方公共団体その他の公共団体が工場又は指定作業場を集団立地させるため造成した用地内に設置されている工場又は指定作業場：適用しない。

③東京都環境確保条例に基づく有害ガスの規制基準(別表第七)

有害ガスの種類	施設の種類	排出口から大気中に排出される標準状態に換算した総排出物 1 立方メートル当たりの有害ガスの 1 作業期間の平均の量（単位　ミリグラム）
一　弗（ふっ）素及びその化合物	すべての弗（ふっ）素及びその化合物を発生する施設	9
二　シアン化水素	シアン化水素を発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	6
三　ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒドを発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	70
四　塩化水素	塩化水素を発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	40
五　アクロレイン	アクロレインを発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	10
六　塩素	すべての塩素を発生する施設	30
七　臭素及びその化合物	臭素及びその化合物を発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	70 ただし、臭化メチルにあっては 200
八　窒素酸化物	窒素酸化物を発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	200
九　フェノール	フェノールを発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	200
十　硫酸（三酸化いおうを含む。）	硫酸（三酸化いおうを含む。）を発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	1
十一　クロム化合物	すべてのクロム化合物を発生する施設	0.25
十二　塩化スルホン酸	塩化スルホン酸を発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	1
十三　ピリジン	ピリジンを発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	40
十四　スチレン	スチレンを発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	200
十五　エチレン	エチレンを発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	300
十六　二硫化炭素	二硫化炭素を発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	100
十七　クロルピクリン	クロルピクリンを発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	40
十八　ジクロロメタン	ジクロロメタンを発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	200
十九　1･2―ジクロロエタン	1･2―ジクロロエタンを発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	200
二十　クロロホルム	クロロホルムを発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	200
二十一　塩化ビニルモノマー	塩化ビニルモノマーを発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	100
二十二　酸化エチレン	酸化エチレンを発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	90
二十三　砒（ひ）素及びその化合物	砒（ひ）素及びその化合物を発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	0.05
二十四　マンガン及びその化合物	マンガン及びその化合物を発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	0.05
二十五　ニッケル及びその化合物	ニッケル及びその化合物を発生する施設のうちばい煙施設以外の施設	0.05
二十六　カドミウム及びその化合物	すべてのカドミウム及びその化合物を発生する施設	1
二十七　鉛及びその化合物	すべての鉛及びその化合物を発生する施設	10
二十八　メタノール、イソアミルアルコール、イソプロピルアルコール、アセトン、メチルエチルケトン、メチルイソブチルケトン、ベンゼン、トルエン、キシレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、酢酸メチル、酢酸エチル、酢酸ブチル、ヘキサン	第 1 欄に掲げる有害ガスのうちいずれか 1 以上を発生する施設のうち、ばい煙施設及び炭化水素系物質を貯蔵する施設以外の施設	第 1 欄に掲げる有害ガスのそれぞれの量の合計につき 800 ただし、ベンゼンにあっては 100、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンにあっては 300、メチルイソブチルケトン、トルエン及びヘキサンにあっては 200 とする。

④悪臭防止法に基づく悪臭の規制基準（平成 15 年 4 月東京都北区告示第 107 号）
（改正　令和 2 年 5 月東京都北区告示第 444 号）

東京都環境確保条例に基づく悪臭の規制基準(別表第七)

区域の区分		悪臭原因物である気体で工場又は指定作業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものに係る当該工場又は指定作業場の敷地の境界線の地表における悪臭の許容限度	悪臭原因物である気体で工場又は指定作業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものに係る当該工場又は指定作業場の排出口における悪臭の許容限度			
			排出口の実高さが 15m未満の施設			排出口の実高さが 15m以上の施設
種別	該当地域		排出口の口径 0.6m未満	排出口の口径 0.6m以上 0.9m未満	排出口の口径 0.9m以上	
第 1 種区域	一　第 1 種低層住居専用地域	臭気指数 10	臭気指数 31	臭気指数 25	臭気指数 22	※
	二　第 2 種低層住居専用地域					
	三　第 1 種中高層住居専用地域					
	四　第 2 種中高層住居専用地域					
	五　第 1 種住居地域					
	六　第 2 種住居地域					
	七　準住居地域					
	八　田園住居地域					
	九　無指定地域（第 2 種区域及び第 3 種区域に該当する区域を除く。）					
第 2 種区域	一　近隣商業地域	臭気指数 12	臭気指数 33	臭気指数 27	臭気指数 24	
	二　商業地域					
	三　準工業地域					
	四　前 3 号に掲げる地域に接する地先及び水面					
第 3 種区域	一　工業地域	臭気指数 13	臭気指数 35	臭気指数 30	臭気指数 27	
	二　工業専用地域					
	三　前 2 号に掲げる地域に接する地先及び水面					

※計算式によって臭気排出強度の基準値が定まり、実効排出口の高さが周辺最大建物高さの 2.5 倍未満または 2.5 倍以上の場合で用いる計算式が異なる。

12　その他の資料

●東京都環境確保条例　別表第三
有害ガス(第２条関係)

1	弗(ふつ)素及びその化合物
2	シアン化水素
3	ホルムアルデヒド
4	メタノール
5	イソアミルアルコール
6	イソプロピルアルコール
7	塩化水素
8	アクロレイン
9	アセトン
10	塩素
11	メチルエチルケトン
12	メチルイソブチルケトン
13	ベンゼン
14	臭素及びその化合物
15	窒素酸化物
16	トルエン
17	フェノール
18	硫酸（三酸化いおうを含む。）
19	クロム化合物
20	キシレン
21	塩化スルホン酸
22	トリクロロエチレン
23	テトラクロロエチレン
24	ピリジン
25	酢酸メチル
26	酢酸エチル
27	酢酸ブチル
28	ヘキサン
29	スチレン
30	エチレン
31	二硫化炭素
32	クロルピクリン
33	ジクロロメタン
34	1･2-ジクロロエタン
35	クロロホルム
36	塩化ビニルモノマー
37	酸化エチレン
38	砒(ひ)素及びその化合物
39	マンガン及びその化合物
40	ニッケル及びその化合物
41	カドミウム及びその化合物
42	鉛及びその化合物

●東京都環境確保条例　別表第四
有害物質(第２条関係)

1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機燐(りん)化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る。）
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒(ひ)素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	アルキル水銀化合物
9	ポリ塩化ビフェニル
10	トリクロロエチレン
11	テトラクロロエチレン
12	ジクロロメタン
13	四塩化炭素
14	1･2-ジクロロエタン
15	1･1-ジクロロエチレン
16	1･2-ジクロロエチレン
17	1･1･1―トリクロロエタン
18	1･1･2-トリクロロエタン
19	1･3-ジクロロプロペン
20	チウラム
21	シマジン
22	チオベンカルブ
23	ベンゼン
24	セレン及びその化合物
25	ほう素及びその化合物
26	ふっ素及びその化合物
27	塩化ビニルモノマー（別名:クロロエチレン）
28	1･4―ジオキサン

●東京都環境確保条例　別表第八

位置の制限及び現況届等対象工場(第 78 条、第 86 条関係)

1	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙(ばい)燃炉、焼結炉若しくは煆(か)焼炉で、原料の処理能力が1施設1時間当たり1トン以上のものを有する工場
2	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉で羽口面断面積が0.5平方メートル以上のもの又は液体燃料用バーナーの燃焼能力が1時間当たり50リットル以上のものを有する工場
3	製鋼、合金鉄又は非鉄金属の製造の用に供する電気炉で変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のものを有する工場
4	動物質臓器を原料とする物品の製造を行う工場
5	動物質廃棄物の焼却作業を行う工場
6	レディミクストコンクリート又はアスファルトコンクリートの製造を行う工場
7	金属の厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業、鋲(びょう)打ち作業又は孔(あな)埋め作業を伴うものを行う工場
8	金属の鍛造で重量が0.5トン以上の落下錘を使用するものを行う工場
9	無機化学工業品若しくは有機化学工業品の製造若しくは精製又はこれらの工業品を用いる製造、加工若しくは作業を行う工場でアンモニア、塩化水素、塩素、窒素酸化物、二酸化いおう、硫酸（三酸化いおうを含む。）、硫化水素、弗(ふつ)素化合物、臭素化合物、シアン化水素、塩化スルホン酸、クロム化合物、ホルムアルデヒド、アクロレイン、ホスゲン、ベンゼン、トルエン、アセトン、メタノール、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを発生させるもの

●東京都環境確保条例施行規則　別表第九
公害防止管理者を選任すべき工場の区分等(施行規則第 48 条、第 49 条関係)

<table>
<tr><th colspan="2">工場の区分</th><th>公害防止管理者の区分</th></tr>
<tr><td colspan="2">条例別表第八に掲げる工場のうち次の各号に掲げる業種に属するもの（従業員10人以上のものに限る。）並びに発電施設、都市ガス製造施設、都市ごみ焼却施設及びパルプ製造施設を有する工場</td><td rowspan="27">東京都一種公害防止管理者</td></tr>
<tr><td>1</td><td>非鉄金属第1次精錬精製業</td></tr>
<tr><td>2</td><td>鉛再精錬又は亜鉛第2次精錬業</td></tr>
<tr><td>3</td><td>伸銅品又はメッキ鉄鋼線製造業</td></tr>
<tr><td>4</td><td>鋳鋼、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄若しくは非鉄金属鋳物製造業又は製鋼業</td></tr>
<tr><td>5</td><td>有機質飼料又は肥料製造業</td></tr>
<tr><td>6</td><td>建設機械又は鉱山機械製造業</td></tr>
<tr><td>7</td><td>運送用車両又は運送用車両部品製造業</td></tr>
<tr><td>8</td><td>鋼船製造又は修理業</td></tr>
<tr><td>9</td><td>トラクター製造業</td></tr>
<tr><td>10</td><td>亜鉛鉄板製造業</td></tr>
<tr><td>11</td><td>石けん又は合成洗剤製造業</td></tr>
<tr><td>12</td><td>合板製造又は薬品による木材処理業</td></tr>
<tr><td>13</td><td>プラスチック、合成皮革、プラスチック床材、プラスチックフィルム又はプラスチック発泡製品製造業</td></tr>
<tr><td>14</td><td>セメント製造業</td></tr>
<tr><td>15</td><td>舗装材料製造業</td></tr>
<tr><td>16</td><td>合金鉄又は電気炉銑製造業</td></tr>
<tr><td>17</td><td>鍛工品製造業</td></tr>
<tr><td>18</td><td>圧縮ガス又は液化ガス製造業</td></tr>
<tr><td>19</td><td>界面活性剤製造業</td></tr>
<tr><td>20</td><td>ソーダー製造業</td></tr>
<tr><td>21</td><td>メタン誘導品製造業</td></tr>
<tr><td>22</td><td>医薬品又は農薬製造業</td></tr>
<tr><td>23</td><td>産業用火薬類製造業</td></tr>
<tr><td>24</td><td>染料若しくはその中間物、顔料又は塗料製造業</td></tr>
<tr><td>25</td><td>表面処理鋼材製造業</td></tr>
<tr><td>26</td><td>コールタール製品製造、潤滑油及びグリス精製業</td></tr>
<tr><td colspan="2">条例別表第八に掲げる工場で前項各号に規定するもの以外のもの</td><td>東京都一種公害防止管理者
又は
東京都二種公害防止管理者</td></tr>
</table>

●東京都環境確保条例施行規則　別表第十一
適正管理化学物質(施行規則第 51 条関係)

1	アクロレイン	30	水銀及びその化合物
2	アセトン	31	スチレン
3	イソアミルアルコール	32	セレン及びその化合物
4	イソプロピルアルコール	33	チウラム
5	エチレン	34	チオベンカルブ
6	塩化スルホン酸	35	テトラクロロエチレン
7	塩化ビニルモノマー	36	1･1･1-トリクロロエタン
8	塩酸	37	1･1･2-トリクロロエタン
9	塩素	38	トリクロロエチレン
10	カドミウム及びその化合物	39	トルエン
11	キシレン	40	鉛及びその化合物
12	クロム及び三価クロム化合物	41	ニッケル
13	六価クロム化合物	42	ニッケル化合物
14	クロルピクリン	43	二硫化炭素
15	クロロホルム	44	砒(ひ）素及びその無機化合物
16	酢酸エチル	45	ポリ塩化ビフェニル
17	酢酸ブチル	46	ピリジン
18	酢酸メチル	47	フェノール
19	酸化エチレン	48	ふっ化水素及びその水溶性塩
20	シアン化合物 （錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物）	49	ヘキサン
21	四塩化炭素	50	ベンゼン
22	1･2-ジクロロエタン	51	ホルムアルデヒド
23	1･1-ジクロロエチレン	52	マンガン及びその化合物
24	1･2-ジクロロエチレン	53	メタノール
25	1･3-ジクロロプロペン	54	メチルイソブチルケトン
26	ジクロロメタン	55	メチルエチルケトン
27	シマジン	56	有機燐(りん）化合物（ＥＰＮに限る。）
28	臭素化合物（臭化メチルに限る。）	57	硫酸
29	硝酸	58	ほう素及びその化合物
		59	1･4-ジオキサン

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例による

工場認可申請の手引」

令和５年１月発行

発行　東京都北区環境部環境政策課

〒114-0002　東京都北区王子１－１２－４ TIC 王子ビル２階
電話　０３－３９０８－８６１１（直通）
FAX　０３－３９０６－８４７４

刊行物登録番号
４－1―057